

環境県民局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和4年12月15日
課名 環境県民局環境政策課
担当者 課長 渡邊
内線 2910

第3次広島県地球温暖化防止地域計画の改定素案について

1 要旨・目的

本県では、令和3（2021）年3月に第3次広島県地球温暖化防止地域計画（以下「現計画」という。）を策定し、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を22%減とするなど、県民、事業者、行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むこととした。

一方、国は、令和3（2021）年10月、従来の国目標26%から大幅に削減して46%を目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、取組が加速している。また、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）においては、パリ協定が目指す1.5℃目標達成に向けた一層の取組が求められているところである。

こうした変化に適切に対応し、県民、事業者、行政等の各主体が一体となり、温室効果ガスの削減対策を強力に推進していくため、現計画を改定する。

2 現状・背景

令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量を推計したところ、全体としては、概ね順調に削減が進んでいる。これは、再生可能エネルギーの増加と火力発電電力量の減少等により、発電時における二酸化炭素の排出割合が減少したほか、家電や業務設備等の買替が進むことで省エネが徐々に進んだと考えられる。

こうした中、国の温室効果ガス削減目標が大幅に引き上げられたことにより、産業部門、民生（業務）部門や民生（家庭）部門など、あらゆる部門におけるCO₂削減の一層の強化に加え、吸収源対策や2050年のカーボンニュートラルに向けた新技術開発などの取組の加速が一段と求められている。

3 素案の概要

（1）計画期間

令和5（2023）年度～令和12（2030）年度（現計画の残期間の8年間）

（2）改定に当たっての考え方

現計画の改定では、基本的な構成は変更せず、計画策定後の現状や社会情勢の変化などを整理した上で新たな削減目標を設定し、施策の拡充を図る内容とした。

（3）主な改定内容

- 温室効果ガス削減目標の引き上げ及び再生可能エネルギー導入目標の設定
- 新目標達成に向け、企業に寄り添ったプッシュ型・伴走型支援や家庭への普及啓発、情報発信強化、太陽光発電の導入促進など、施策の体系ごとにとり組内容を見直し、強化
- 市町が地域脱炭素化促進区域を設定する際に遵守すべき県基準を設定

【参考：第3次広島県地球温暖化防止地域計画（改定素案）の構成】

（下線部：主な内容変更箇所）

序章 はじめに

- 第1節 地球温暖化問題について
- 第2節 地球温暖化対策に係るこれまでの動向

第1章 基本的事項

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画期間
- 第4節 対象とする温室効果ガス

第2章 現状と課題

- 第1節 これまでの取組
- 第2節 温室効果ガス排出の現状
- 第3節 3次計画の目標に対する現状
- 第4節 今後の課題
- 第5節 社会情勢の変化

第3章 目指す姿と削減目標

- 第1節 30年後に目指す姿
～「ネット・ゼロカーボン社会」の実現～
- 第2節 10年後に目指す姿
- 第3節 目標設定の考え方
- 第4節 削減目標

第4章 施策の体系及び取組内容

- 第1節 3次計画策定時の基本的な考え方
- 第2節 3次計画策定及び改定における新たな視点・ポイント
- 第3節 施策体系
- 第4節 施策の展開
 - 1 省エネルギー対策等の推進
【二酸化炭素排出削減対策の推進】
 - (1) 産業部門・民生（業務）部門対策
 - (2) 運輸部門対策
 - (3) 民生（家庭）部門対策
 - (4) 廃棄物部門対策
 - 【その他温室効果ガス削減対策の推進】**
 - (5) 代替フロン類排出削減対策
 - 2 再生可能エネルギーの導入促進
 - 3 カーボンサイクルの推進
 - (1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進
 - (2) 森林吸収源対策の推進
 - 4 気候変動を見据えた適応策の推進
 - 5 基盤づくりの促進

第5章 計画の推進

- 第1節 各主体の役割
- 第2節 計画の推進体制と進行管理

【別冊】広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準

(4) 根拠法令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項
気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条

4 スケジュール

【現計画改定素案】

- 12月20日 広島県環境審議会において審議
- 12月～1月 パブリックコメント

【現計画改定案】

- 2月中旬 広島県環境審議会において審議
- 3月下旬 同審議会からの答申を踏まえ策定

5 関連情報等

- 別紙1 「第3次広島県地球温暖化防止地域計画（改定素案）」の概要
- 別紙2 第3次広島県地球温暖化防止地域計画（改定素案）
- 別紙3 広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（第3次広島県地球温暖化防止地域計画別冊）

6 その他

本計画にて設定した目標値（二酸化炭素排出量（家庭），（産業））については、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンアクションプラン」の KPI に反映する。

(変更前)

KPI	R5	R6	R7
二酸化炭素排出量（家庭）	469 万 t (▲19%)	459 万 t (▲21%)	449 万 t (▲22%)
二酸化炭素排出量（産業）	3,651 万 t (▲11%)	3,591 万 t (▲12%)	3,531 万 t (▲14%)

(変更後)

KPI	R5	R6	R7
二酸化炭素排出量（家庭）	383 万 t (▲34%)	364 万 t (▲37%)	344 万 t (▲41%)
二酸化炭素排出量（産業）	3,265 万 t (▲20%)	3,182 万 t (▲22%)	3,099 万 t (▲24%)

「第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画（改定素案）」の概要

令和 4 年 1 2 月 1 5 日
環 境 県 民 局
環 境 政 策 課

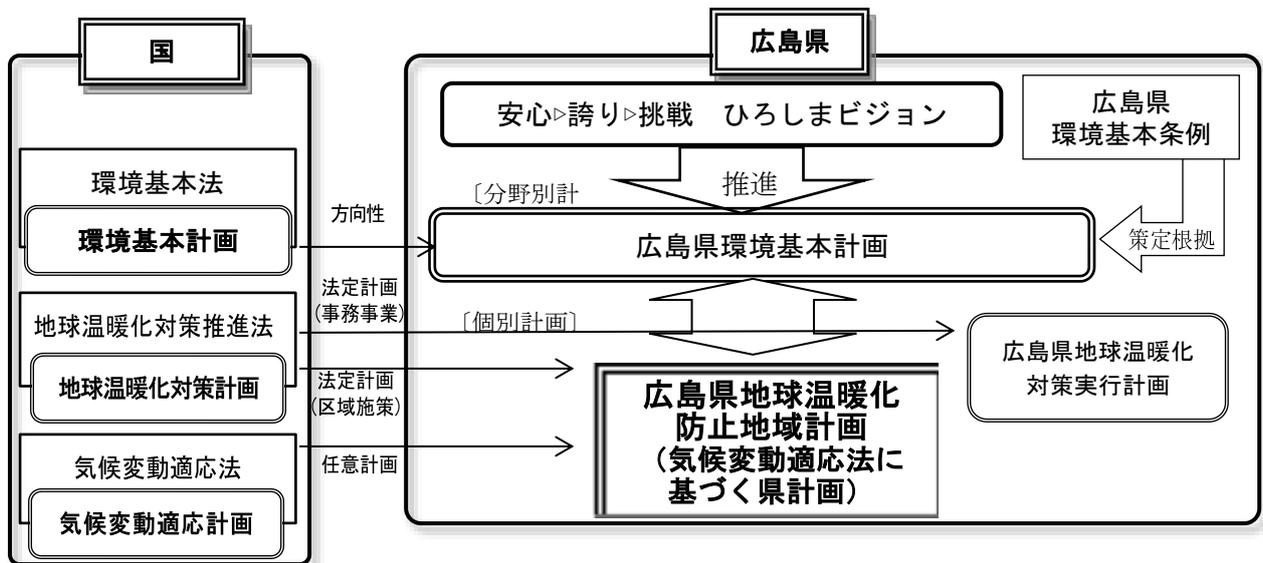
1. 基本的事項

(1) 策定の趣旨

- 第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画（以下「現計画」という。）は、県民、事業者、行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして、令和 3（2021）年 3 月に策定した。
- その後、国において、令和 3（2021）年 4 月に「2030 年度において、2013 年度から 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦」とする決意表明がなされ、同年 10 月に実現に向けた改定「地球温暖化対策計画」等が閣議決定され、取組が加速している。また、国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）においては、パリ協定が目指す 1.5℃目標達成に向けた取組の加速が求められているところである。
- こうした変化に適切に対応し、県民、事業者、行政等の各主体が一体となり、温室効果ガスの削減対策を強力に推進していくため、計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく法定計画及び気候変動適応法に基づく任意計画であり、広島県環境基本計画の個別計画である。



(3) 計画期間

令和 5（2023）年度 ～ 令和 12（2030）年度（現計画の残期間の 8 年間）

2. 現計画の推進状況

(1) 現計画における温室効果ガス排出の現状

現計画においては、国の中期目標に合わせ、平成 25 (2013) を基準年度、目標年度を令和 12 (2030) 年度とし、22%の削減目標を設定した。

令和 3 (2021) 年度の温室効果ガス排出量を推計したところ、全体としては、概ね順調に削減が進んでいる。これは、再生可能エネルギーの増加と火力発電電力量の減少等により、発電時における二酸化炭素の排出割合が減少したほか、家電や業務設備等の買替が進むことで省エネが徐々に進んだと考えられるが、新型コロナの影響による産業活動の低下や大手企業の撤退などの影響が大きいことにも留意が必要である。

こうした中、国の温室効果ガス削減目標が大幅に引き上げられたことにより、産業部門、民生（業務）部門や民生（家庭）部門など、あらゆる部門における CO₂ 削減の一層の強化に加え、吸収源対策や 2050 年のカーボンニュートラルに向けた新技術開発などの取組の加速が一段と求められている。

現計画目標項目の進捗状況

(単位：万 t-CO₂)

区分	H25	R12	R3		進捗状況		
	基準値	目標値(削減割合)	実績見込 ^{※1} (削減割合)	目標目安(削減割合)			
二酸化炭素	産業部門	4,094	3,231(▲21%)	3,481(▲15%)	3,771(▲8%)	順調	
	運輸部門	613	522(▲15%)	574(▲6%)	571(▲7%)	やや遅れ	
	民生部門	家庭	579	399(▲31%)	400(▲31%)	489(▲15%)	順調
		業務	405	267(▲34%)	328(▲19%)	342(▲16%)	順調
	廃棄物部門	45	45(5%増に抑制)	43(▲5%)	48(7%増に抑制)	順調	
その他ガス ^{※2}	167	134(▲19%)	208(+25%)	176(5%増に抑制)	遅れ		
合計	5,903 ^{※3}	4,600(▲22%)	5,035(▲15%)	5,390(▲9%)	順調		

※1 H30 までの実績値と直近の動向から推計した。

※2 二酸化炭素以外の 6 種類の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）の合計。

※3 端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

(2) 社会情勢の変化

○ 国の温室効果ガス削減目標の引き上げ

令和 3 (2021) 年 4 月に開催された気候サミットにおいて菅首相（当時）から、「2030 年度において、2013 年度から 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦」とする決意表明がなされ、同年 10 月に、(一社)日本経済団体連合会（経団連）の「低炭素社会実行計画」や業界団体へのヒアリング等を踏まえた、具体的な個々の対策、排出削減見込み量などが改定「地球温暖化対策計画」により示された。令和 4 (2022) 年 6 月にまとめた新しい資本主義実現会議「実行計画」では、2050 年カーボンニュートラルに向け、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を投資の柱に位置づけ、水素・アンモニア、カーボンリサイクル、自動車などに取り組むこととしている。

○ 民間企業の動き

これまでは、経団連による「チャレンジ・ゼロ」の提唱のように、主として企業団体がリードする形で取組が進められてきたが、近年では、企業個別の取組も進んできており、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）などを通じ、脱炭素経営に取り組む動きが進展している。

○ 国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）における議論

令和 4 (2022) 年 11 月開催の COP27 では、パリ協定が目指す 1.5°C 目標達成に向けた取組の加速が求められる中、ウクライナ情勢がもたらしたエネルギー問題が、国際協調の機運低下をもたらしており、難しい局面を迎えている。日本においても、原油価格・物価高騰などが新たな社会課題として発生しており、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革することが求められている。

3. 目指す姿と削減目標

(1) 目指す姿（令和 12（2030）年度・全体）～安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンの環境分野に係る記載と整合

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。

加えて、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。

(2) 削減目標

国の目標である 46%削減が、着実に実現できるよう、本県として、取組が必要な新たな削減目標を、人口や産業構造などの特性を踏まえた上で設定する。県としては、この目標の達成と共に、さらなる削減を目指し、取り組んでいくこととする。

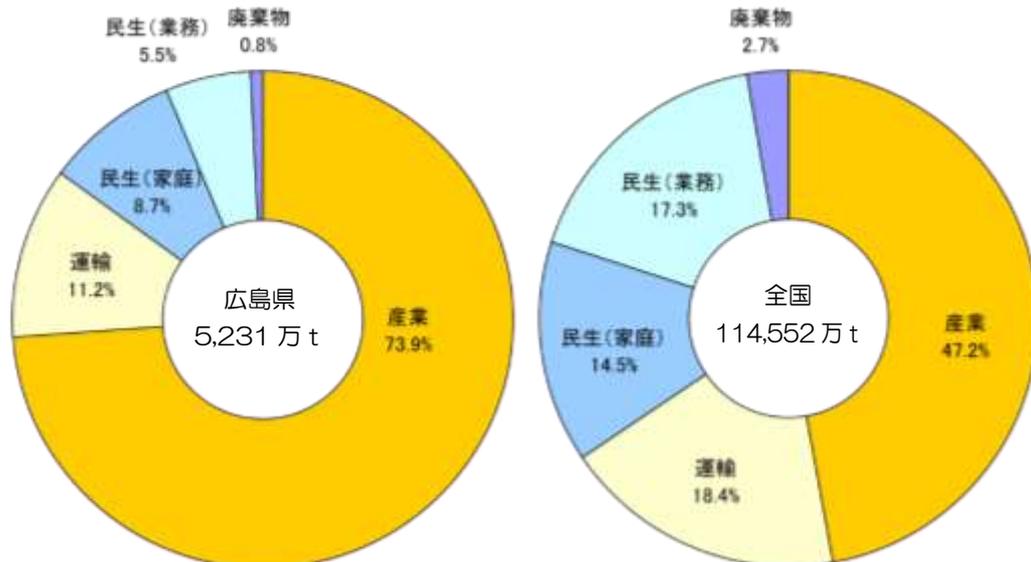
【温室効果ガスの削減目標】

令和 12(2030)年度における広島県の温室効果ガス排出量を

平成 25(2013)年度比 **39.4%以上**削減する。(吸収量を含む)

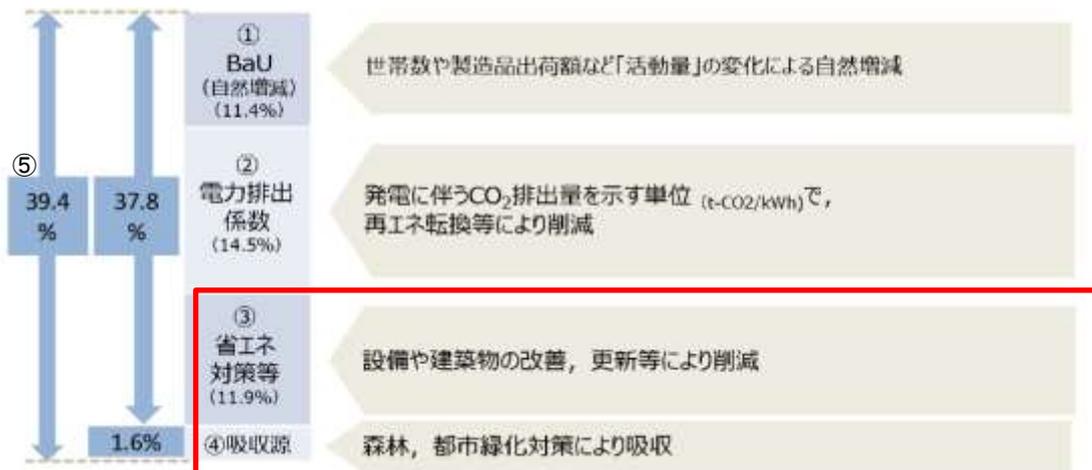
温室効果ガス排出量の削減は、産業、運輸や民生など、部門ごとに求められる技術開発の水準や実装のスピード感が異なっている。産業部門においては、2050 年に向けた長期的な実証研究が進められている段階の技術が多く、2030 年度までの削減率は低く設定されている。ものづくり産業が集積する本県においては、2030 年度までの目標は、国をやや下回っているが、取組や内容は国と同等以上である。

図表 部門別の二酸化炭素排出量（平成 30（2018）年度）



【削減目標の内訳】

算定に当たっては、次の4点を個別に試算し、削減目標を設定した。県を含めたあらゆる主体により取り組むべき領域は③省エネ対策等及び④吸収源である。



(単位：万 t-CO₂)

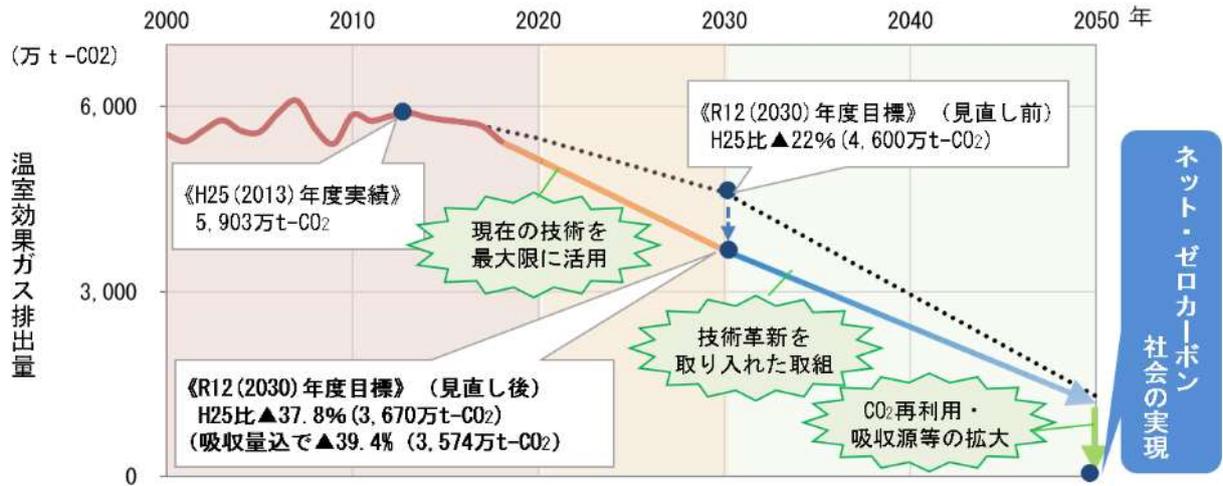
区分	H25(2013) (基準年度)	【改定前】 R12(2030) (目標年度)	【改定後】 R12(2030) (目標年度)					
	排出量	排出量 見込	排出量 見込	(削減量内訳)				
				現状趨勢 (BaU)	電力排出 係数	省エネ 対策等		
二酸化炭素	産業部門	4,094	3,231 (▲21%)	2,685 (▲34.4%)	▲773	▲450	▲186	
	運輸部門	613	522 (▲15%)	478 (▲22.1%)	+30	▲11	▲155	
	民生部門	家庭	579	399 (▲31%)	246 (▲57.4%)	▲4	▲228	▲100
		業務	405	267 (▲34%)	136 (▲66.5%)	+4	▲166	▲107
	廃棄物部門	45	47 (+5%)	30 (▲34.0%)	+6	—	▲21	
	小計	5,736	4,466 (▲22%)	3,574 (▲37.7%)	▲738	▲856	▲568	
その他ガス	167	134 (▲19%)	96 (▲42.7%)	+65	—	▲136		
排出量 合計	5,903	4,600 (▲22%)	3,670 (▲37.8%)	▲673	▲856	▲705		
森林等吸収源	▲132	(0) ※3	▲96 (▲1.6%)④	—	—	—		
削減目標合計	5,903※2	4,600 (▲22%)	3,574 (▲39.4%)⑤	▲673 (▲11.4%)①	▲856 (▲14.5%)②	▲705 (▲11.9%)③		

※1 有効数字の関係上、合計値等が一致しない場合がある。

※2 基準年度の排出量から削減目標を設定しているため、基準年度においては森林等吸収源の影響を考慮していない。

※3 改定前においては、森林等吸収源による吸収を見込んでいない。

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた目標見直しイメージ



ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取組イメージ

《2013年度実績》 5,903万t-CO ₂		《2030年度目標》 2013比▲39.4% (3,574万t-CO ₂)	《2050年度目標》 ネット・ゼロカーボン 社会の実現	
取組の方向	産業・業務	企業に寄り添った省エネ対策の推進	既存技術による省エネ対策の自立的な普及	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
		中期的な新規技術開発、実用化に向けた支援等の検討	革新的な新規技術の導入促進	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
		長期的な新規技術開発、連携等の検討	長期的な新規技術開発、実用化に向けた支援等の検討	革新的な新規技術の導入促進
	運輸	次世代自動車の導入促進（乗用車）	自立的な普及 2035新車販売電動化	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
		電動化・合成燃料等の開発・連携検討（商用車）	電動化・合成燃料等の導入促進（商用車）	自立的な普及
		インフラ等の対策検討・実施	状況や技術の進展等を踏まえた取組の検討等	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
	家庭	脱炭素型ライフスタイルへの行動変容促進	脱炭素型ライフスタイルの一般化を見据えつつ継続的な普及啓発	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
		省エネ住宅等の普及促進 2025基準緩和	次世代技術の進展を踏まえた対策検討	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
	再エネ	自家消費型太陽光の導入促進・企業団体との連携等	次世代技術の進展を踏まえた導入促進・企業団体との連携等	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
		地元や企業と連携した小水力等の導入促進	技術の進展や住民の理解等を踏まえた取組検討	革新的な新規技術による対策の自立的な普及
吸収源	森林等の吸収源の適切な維持管理			
	ブルーカーボン等の新たな吸収源の活用検討支援	ブルーカーボン等の活用拡大検討		

4. 施策の体系及び取組内容

(1) 計画改定におけるポイント

① 徹底した省エネルギー

産業部門は、鉄鋼、化学、電子、機械等の多様な産業が集積し、経済を下支えしている一方、県の二酸化炭素排出量の70%以上を占めている。また、民生（業務）部門、運輸部門、民生（家庭）部門においても、県内の事業所数は12万超で全国11位の数であり、県民総人口も約280万人と中四国地方最大となっていることから、重要な領域であると言える。

こうしたことから、企業に寄り添い、環境対策を迫られている状況を理解し、産業競争力の向上の観点から後押しする取組を検討・実施する。また、家庭における省エネ対策やライフスタイルの転換などをより一層推進していくため、普及啓発の強化や県全体で機運醸成を図っていく。

② 再生可能エネルギーの導入拡大

本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、太陽光発電が主力と見込まれており、小水力発電についても、可能性のある地域が点在している状況であり、エネルギー需要が高い本県としては、非化石エネルギーの需要も高まっていくと考えられる。

こうしたことから、企業や地域において、工場や家庭での太陽光発電の導入拡大につながる取組を促進する。また、小水力発電やバイオマス発電についても、事業者、市町、地元団体などと連携しながら、支援策を検討する。

さらに、県が望ましい立地の考え方を明確化し、県内市町が適切に再生可能エネルギー発電施設の立地誘導を行えるようにするため、地域脱炭素促進事業制度による県基準を定める。

③ 広島県の強みを生かしたカーボンサイクル構築の取組の推進

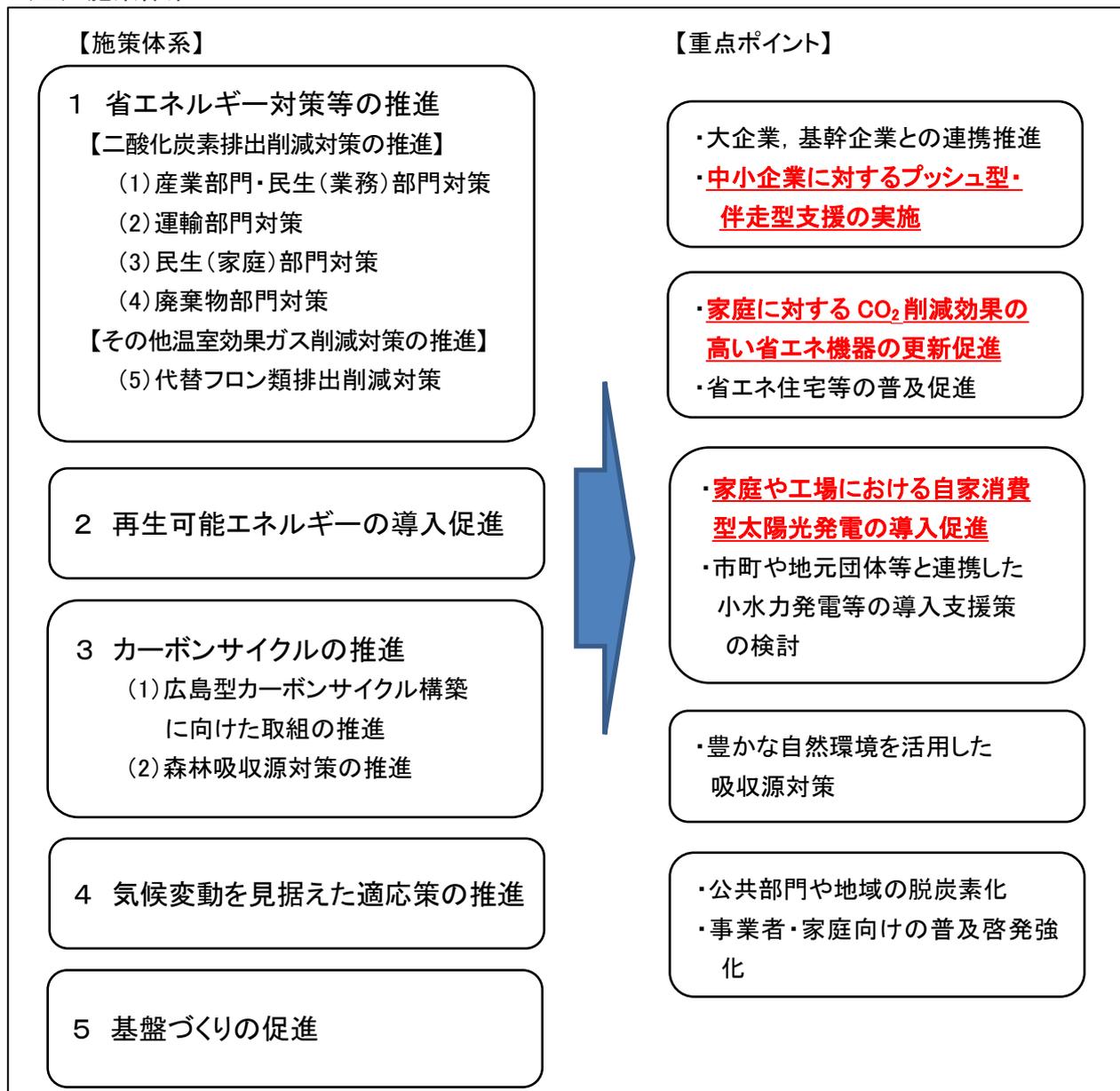
産業分野におけるカーボンリサイクルは、化学や機械等の高い技術力が求められる分野で、県内で実証研究拠点の整備が進んでいるなど、本県に優位性がある。広島県では、令和4（2022）年3月、カーボン・サーキュラー・エコノミーの実現に向けて、新たな産業集積を目指すための方向性や今後3年間の取組を「推進構想」として整理しており、県独自に研究開発支援等を実施するなど先駆的な取組が進行中である。

引き続き、新産業創出と、世界のカーボンニュートラルを先導できるような取組を検討する。

また、広島県は県土面積の約7割を森林が占めており、二酸化炭素吸収源となる森林が都市部と近接しており、瀬戸内海には広域的に藻場・干潟が分布している豊かな自然環境を有している。

自然環境をフィールドとした取組を活性化させていくことで、農林水産業や中山間地域などの活性化とともに、温暖化対策につながるよう取り組んでいく。

(2) 施策体系



(3) 施策の展開

① 省エネルギー対策等の推進



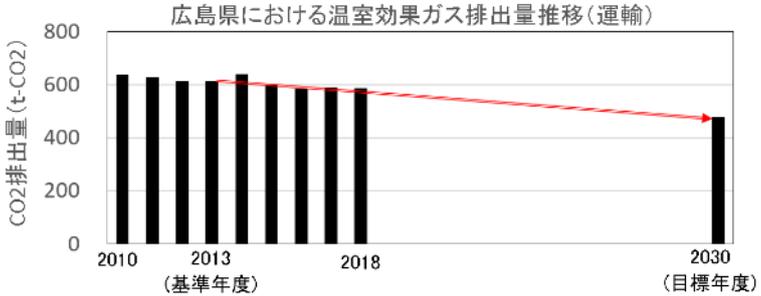
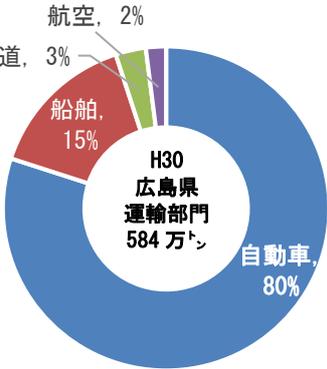
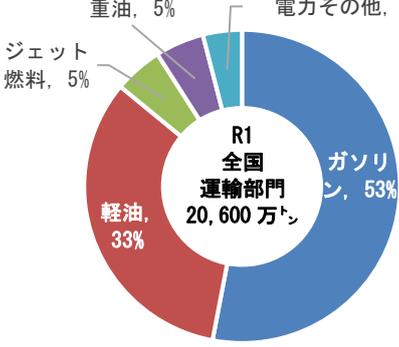
【二酸化炭素排出削減対策の推進】

〔1〕産業部門・民生（業務）部門

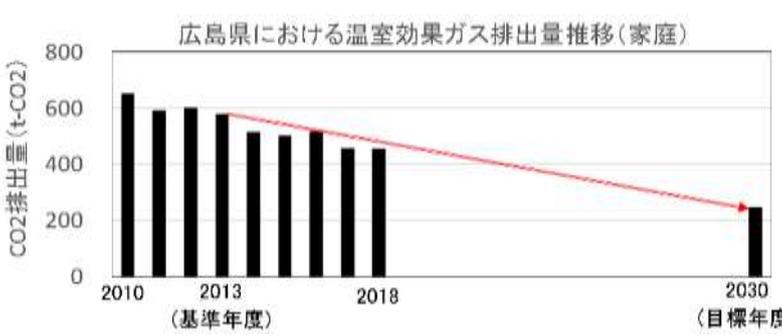
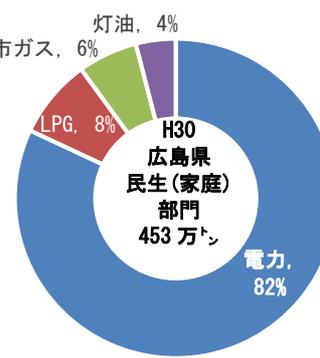
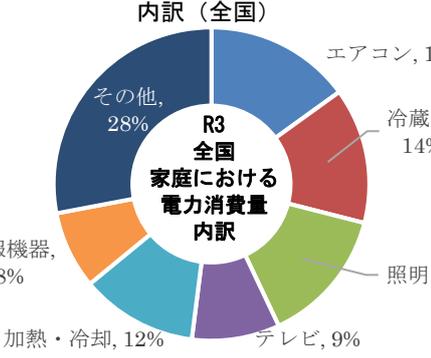
<p>現 状</p>	<p>【産業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量は、平成 30 (2018) 年度に 3,864 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 4,094 万 t-CO₂ に対し、5.6%減少している。 ・令和 12 (2030) 年度目標に対し、さらに 1,179 万 t-CO₂ の削減が必要になる。 <p>広島県における温室効果ガス排出量推移(産業)</p> <p>【民生（業務）部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量は、平成 30 (2018) 年度に 288 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 405 万 t-CO₂ に対し、29.0%減少している。 ・令和 12 (2030) 年度目標に対し、さらに 152 万 t-CO₂ の削減が必要になる。 <p>広島県における温室効果ガス排出量推移(業務)</p>
<p>課 題 等</p>	<p>【産業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業が排出量全体の 94%を占めており、製造業の電力消費のうち、生産設備の占める割合が 83% (全国データ) と高く、省エネ設備への更新や効率的な運用改善を進めていく必要がある。 ・実質的な省エネ等の取組※により、平成 25 (2013) 年度から 186 万 t-CO₂ の削減を進めていく必要がある。 <p>※BaU や電力排出係数による削減を除いた削減量。平成 25 (2013) 年度からの削減量のため、平成 30 (2018) 年度までの 5 年間で一定程度進捗していることに注意が必要。(以下同じ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="367 1680 925 2060"> <p>図表 産業部門の CO₂ 排出量内訳 (広島)</p> <p>工業プロセス, 2% エネルギー転換, 2% 農林水産業, 1% 建設業・鉱業, 1% H30 広島県 産業部門 3,864 万t 製造業, 94%</p> <p>資料：環境政策課</p> </div> <div data-bbox="957 1680 1436 2060"> <p>図表 製造業における電力消費内訳 (全)</p> <p>一般設備 (空調・照明), 17% 生産設備, 83%</p> <p>出典：経済産業省「夏季の省エネ・節電メニュー」</p> </div> </div>

<p>課題等</p>	<p>【民生（業務）部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量全体の76%を電力由来の排出が占め、業種にもよるが、空調や照明の占める割合が高く、こうした設備及び建築物への対策を進めていく必要がある。 ・実質的な省エネ等の取組※により、平成25（2013）年度から107万t-CO₂の削減を進めていく必要がある。 <p>※BaUや電力排出係数による削減を除いた削減量。平成25（2013）年度からの削減量のため、平成30（2018）年度までの5年間で一定程度進捗していることに注意が必要。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="367 515 782 896"> <p>図表 民生（業務）部門のCO₂排出量内訳（広島）</p> <table border="1"> <caption>民生（業務）部門のCO₂排出量内訳（広島）</caption> <thead> <tr> <th>エネルギー源</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H30 広島県 民生（業務）部門 288万t</p> </div> <div data-bbox="798 515 1404 896"> <p>図表 オフィスビル（夏季の17時頃）の電力消費量内訳（全国）</p> <table border="1"> <caption>オフィスビル（夏季の17時頃）の電力消費量内訳（全国）</caption> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調</td> <td>48.6%</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>複合機</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>エレベーター等</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>パソコン</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">資料：環境政策課 出典：経済産業省「夏季の省エネ・節電メニュー」</p>	エネルギー源	割合	電力	76%	都市ガス	10%	重油	7%	灯油	3%	その他	4%	設備	割合	空調	48.6%	照明	23.1%	複合機	7.3%	エレベーター等	7.3%	パソコン	6.6%	その他	7.0%
エネルギー源	割合																										
電力	76%																										
都市ガス	10%																										
重油	7%																										
灯油	3%																										
その他	4%																										
設備	割合																										
空調	48.6%																										
照明	23.1%																										
複合機	7.3%																										
エレベーター等	7.3%																										
パソコン	6.6%																										
その他	7.0%																										
<p>対応の方向性と主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業など自主的に計画を策定し、取組が進められている事業者については、進捗をフォローアップするとともに、必要な情報共有や後押しを実施する。 ・中小企業の多くは、財政基盤が必ずしも盤石でなく、情報が届きにくいなどの制約があり、対策が取りにくい状況であるため、企業に寄り添った、きめ細やかな支援を実施する。 <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主的削減計画策定及び取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画」の策定・公表制度の運用 ○二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>CO₂削減に関するセミナーの開催や業界団体と連携した説明会など、幅広く各種支援制度の周知等を強化し、企業の設備更新等を後押しする。</u> ・<u>自力で対応が困難な中小企業を伴走型で支援し、CO₂削減につなげていくとともに、優良事例として横展開することにより広く波及させていく。</u> ・<u>補助金活用時の課題となっている申請事務をサポートする。</u> ・原油価格・物価高騰対策における省エネや再エネの対策支援など、温暖化対策にもつながる各種取組について、広く周知を図る。 ○業界団体等との情報交換による課題の把握、取組の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>カーボンニュートラルに向けた協議会や検討会等に参画し、課題の把握や、解決・支援を検討し、実現につなげていく。</u> ○県の率先した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県地球温暖化対策実行計画に基づき、県庁舎等のLED照明化などを計画的に更新する。</u> ・「広島県グリーン購入方針」に基づく環境配慮製品の購入を推進する。 																										
<p>成果指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状値 (H25)</th> <th>目標値 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素排出量 H25 比削減率（産業部門）</td> <td>— (4,094 万 t-CO₂)</td> <td><u>▲34.4%</u> (2,685 万 t-CO₂)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（業務）部門）</td> <td>— (405 万 t-CO₂)</td> <td><u>▲66.5%</u> (136 万 t-CO₂)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)	二酸化炭素排出量 H25 比削減率（産業部門）	— (4,094 万 t-CO ₂)	<u>▲34.4%</u> (2,685 万 t-CO ₂)	二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（業務）部門）	— (405 万 t-CO ₂)	<u>▲66.5%</u> (136 万 t-CO ₂)																	
項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)																									
二酸化炭素排出量 H25 比削減率（産業部門）	— (4,094 万 t-CO ₂)	<u>▲34.4%</u> (2,685 万 t-CO ₂)																									
二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（業務）部門）	— (405 万 t-CO ₂)	<u>▲66.5%</u> (136 万 t-CO ₂)																									

〔2〕運輸部門

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量は、平成 30 (2018) 年度に 584 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 613 万 t-CO₂ に対し、4.7%減少している。 ・令和 12 (2030) 年度目標に対し、さらに 107 万 t-CO₂ の削減が必要になる。 						
<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量全体のうち、自動車由来が 80%を占めており、マイカーや輸送用自動車について、電動車などの次世代自動車への転換が求められる。エネルギー源は、ガソリンと軽油で 86%を占めており、転換のためには、電化のほか、バイオ燃料や水素を活用した自動車等の輸送機器やインフラ整備などが必要である。 ・実質的な省エネ等の取組*により、平成 25 (2013) 年度から 155 万 t-CO₂ の削減を進めていく必要がある。 <p>※BaU や電力排出係数による削減を除いた削減量。平成 25 (2013) 年度からの削減量のため、平成 30 (2018) 年度までの 5 年間で一定程度進捗していることに注意が必要。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="384 1016 802 1046"> <p>図表 運輸部門の CO₂ 排出量内訳 (広島県)</p>  <p>資料：環境政策課</p> </div> <div data-bbox="916 1028 1414 1057"> <p>図表 運輸部門の燃料種別 CO₂ 排出量 (全国)</p>  <p>出典：環境省「温室効果ガス排出・吸収量算定結果」</p> </div> </div>						
<p>対 応 の 方向性と 主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の活用が有効な対策であり、事業者や家庭における導入が促進されるよう取り組むとともに、体験型サービスを通じてメリットを認識してもらい、乗り換えを促す。 ・運送業界等と情報交換し、課題把握や、解決に向けた検討等に取り組むとともに、国の制度を含め、各種支援を検討する。 <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代自動車の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・EVカーシェアリング等の体験型サービスや導入メリットなどを情報発信する。 ○港湾などにおけるカーボンニュートラル化検討との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○自動車使用合理化計画の作成・公表制度の適切な運用 ○業界団体等との情報交換による課題の把握、取組の検討 ○エコドライブ等の啓発 ○県自らの次世代自動車の率先導入 						
<p>成果指標</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 25%;">現状値 (H25)</th> <th style="width: 25%;">目標値 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (運輸部門)</td> <td style="text-align: center;">— (613 万 t-CO₂)</td> <td style="text-align: center;">▲22.1% (477 万 t-CO₂)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)	二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (運輸部門)	— (613 万 t-CO ₂)	▲22.1% (477 万 t-CO ₂)
項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)					
二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (運輸部門)	— (613 万 t-CO ₂)	▲22.1% (477 万 t-CO ₂)					

〔3〕 民生（家庭）部門

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量は、平成 30（2018）年度に 453 万 t-CO₂ となっており、基準年度（平成 25（2013）年度）の 579 万 t-CO₂ に対し、21.6%減少している。 ・令和 12（2030）年度目標に対し、さらに 207 万 t-CO₂ の削減が必要になる。  <p style="text-align: center;">広島県における温室効果ガス排出量推移（家庭）</p>						
<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量全体のうち、82%を電力由来の排出が占め、電力消費はエアコン、冷蔵庫、照明の順番で高いとされている（全国データ）。そのため、省エネタイプの家電設備の導入や、断熱性能の高い省エネ住宅の普及が求められる。 ・実質的な省エネ等の取組*により、平成 25（2013）年度から 100 万 t-CO₂ の削減を進めていく必要がある。 <p>※BaU や電力排出係数による削減を除いた削減量。平成 25（2013）年度からの削減量のため、平成 30（2018）年度までの 5 年間で一定程度進捗していることに注意が必要。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="399 963 798 1411"> <p>図表 民生(家庭)部門の CO₂ 排出量内訳（広島）</p>  <p style="text-align: center;">資料：環境政策課</p> </div> <div data-bbox="877 963 1404 1433"> <p>図表 家庭における消費電力量内訳（全国）</p>  <p style="text-align: center;">出典：環境省「令和 3 年度家庭部門の CO₂ 排出実態調査事業委託業務報告書」から加工</p> </div> </div>						
<p>対 応 の 方 向 性 と 主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において、省エネに取り組むメリットを把握した上で、省エネ家電への買い替えや、住宅の断熱化を実施することが有効であるため、これにつながる情報提供や支援策を検討実施する。 ・節電行動をはじめとした脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、関係機関等と連携した情報発信等を実施する。 <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>省エネタイプの家電設備等の導入促進</u> ○<u>スマートハウスなど、省エネ住宅の普及促進</u> ○「うちエコ診断」などの二酸化炭素排出量「見える化」の促進 ○<u>脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すための情報発信</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地球温暖化防止活動推進センター(脱温暖化センターひろしま)等と連携し、取組を実施する。</u> ・<u>行動変容を促す情報提供を実施する。</u> 						
<p>成 果 指 標</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 25%;">現状値 (H25)</th> <th style="width: 25%;">目標値 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（家庭）部門）</td> <td style="text-align: center;">— (579 万 t-CO₂)</td> <td style="text-align: center;">▲57.4% (246 万 t-CO₂)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)	二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（家庭）部門）	— (579 万 t-CO ₂)	▲57.4% (246 万 t-CO₂)
項目	現状値 (H25)	目標値 (R12)					
二酸化炭素排出量 H25 比削減率（民生（家庭）部門）	— (579 万 t-CO ₂)	▲57.4% (246 万 t-CO₂)					

【その他温室効果ガス削減対策の推進】

〔5〕代替フロン類

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替フロン類等4ガス（HFCs, PFCs, SF₆, NF₃）を含む、二酸化炭素以外のその他ガスの排出量は、平成30（2018）年度に205万t-CO₂となっており、基準年度（平成25（2013）年度）の167万t-CO₂に対し、23.2%増加している。 この要因としては、エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒が、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン類（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン類（HCFC）から、オゾン層を破壊しないHFCsへの代替が進んだことによるものと考えられる。※ <p>※CFCやHCFCも温室効果を有するが、既に生産・消費が規制されているため、地球温暖化対策推進法上の対象物質になっていない。</p> <p style="text-align: center;">広島県における温室効果ガス排出量推移(その他)</p>						
<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> CO₂以外の温室効果ガス（その他ガス）の内訳は、冷凍冷蔵機器や空調機器に使用されているハイドロフルオロカーボン類（HFCs）が47%を占めており、近年増加傾向であるため、機器廃棄時の回収等の促進が求められる。 なお、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）などは二酸化炭素（CO₂）の削減対策と共通することが多いため、二酸化炭素の削減対策を中心に取り組むこととしている。 実質的な排出削減の取組※により、平成25（2013）年度から136万t-CO₂の削減を進めていく必要がある。 <p>※BaUによる増減を除いた削減量。平成25（2013）年度からの削減量のため、平成30（2018）年度までの5年間で一定程度進捗していることに注意が必要。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="399 1209 798 1657"> <p>図表 その他ガスの排出量内訳（広島県）</p> <p style="text-align: center;">H30 広島県 その他ガス 205万t (CO₂換算)</p> </div> <div data-bbox="877 1209 1356 1657"> <p>図表 HFCsの排出量内訳（全国）</p> <p style="text-align: center;">R1 全国 HFCs 4,970万t (CO₂換算)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">資料：環境政策課 出典：環境省「温室効果ガス排出・吸収量算定結果」</p>						
<p>対 応 の 方 向 性 と 主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> フロン類使用機器の適切な管理、回収及び廃棄を指導する。 <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の適切な回収の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類充填回収業者、管理者への基準遵守を徹底指導する。 ○「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の適切な運用 ○ノンフロン冷媒機器導入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自然冷媒使用機器などに係る国の補助制度紹介や業界との情報交換による課題の把握、取組を検討する。 						
<p>成 果 指 標</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">現状値（H25）</th> <th style="width: 30%;">目標値（R12）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他ガス排出量 H25 比削減率</td> <td style="text-align: center;">— (167万t-CO₂)</td> <td style="text-align: center;">▲42.7% (96万t-CO₂)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値（H25）	目標値（R12）	その他ガス排出量 H25 比削減率	— (167万t-CO ₂)	▲42.7% (96万t-CO₂)
項目	現状値（H25）	目標値（R12）					
その他ガス排出量 H25 比削減率	— (167万t-CO ₂)	▲42.7% (96万t-CO₂)					

② 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー 働きがい・経済成長 産業・技術革新 住み続けられる街



<p>現 状</p>	<p>・本県においては、令和3（2021）年度までに、太陽光発電が1,683千kW導入されているほか、水力発電が403千kW、バイオマス発電が237千kW導入されている。</p> <p>・国の再生可能エネルギーの導入目標や、本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえると、令和3（2021）年度から、それぞれ太陽光発電が322千kW、水力発電が0.7千kW、バイオマス発電が10千kWの追加導入が必要である。</p> <div data-bbox="422 604 1356 985" style="text-align: center;"> <p>広島県における再生可能エネルギー導入容量推移</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <caption>再生可能エネルギー導入容量推移 (千kW)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>太陽光</th> <th>水力</th> <th>バイオマス</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013 (基準年度)</td> <td>~200</td> <td>~100</td> <td>~50</td> <td>~350</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>~1,000</td> <td>~200</td> <td>~100</td> <td>~1,300</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>1,683</td> <td>403</td> <td>237</td> <td>2,323</td> </tr> <tr> <td>2030 (目標年度)</td> <td>~2,200</td> <td>~300</td> <td>~100</td> <td>~2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：環境政策課</p> </div>	年	太陽光	水力	バイオマス	合計	2013 (基準年度)	~200	~100	~50	~350	2018	~1,000	~200	~100	~1,300	2021	1,683	403	237	2,323	2030 (目標年度)	~2,200	~300	~100	~2,600
年	太陽光	水力	バイオマス	合計																						
2013 (基準年度)	~200	~100	~50	~350																						
2018	~1,000	~200	~100	~1,300																						
2021	1,683	403	237	2,323																						
2030 (目標年度)	~2,200	~300	~100	~2,600																						
<p>課 題 等</p>	<p>・日射量が多いという本県の地域特性及び電力固定価格買取制度（FIT）等により、太陽光発電の導入が進んできたが、今後は、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全等への配慮をした上で、安定的・継続的な普及が求められている。</p> <p>・グローバルなサプライチェーン等において、消費電力を再エネで賄うことが求められてきており、産業競争力強化のため、地域で賄える再エネが求められている。</p>																									
<p>対 応 の 方向性と 主な取組</p>	<p>・企業や地域において、工場や家庭での太陽光発電の導入拡大につながる取組を推進する。</p> <p>・小水力発電やバイオマス発電についても、事業者、市町、地元団体などと連携しながら、支援策を検討する。</p> <p><主な取組></p> <p>○再エネ施設に係る望ましい立地の考え方の明確化</p> <p>・市町が地域脱炭素に係る促進区域を定める際の環境配慮の県基準を設定する。</p> <p>○太陽光のエネルギー利用の促進</p> <p>・工場や家庭における自家消費型太陽光発電の導入を促進する。</p> <p>・原油価格・物価高騰対策における省エネや再エネの対策支援など、温暖化対策にもつながる各種取組について、広く周知を図る。（再掲）</p> <p>・地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営を行うとともに、県施設における太陽光発電設備の導入を促進する。</p> <p>○小水力のエネルギー利用の促進</p> <p>・市町、地元団体や事業者などと連携した取組を推進する。</p> <p>○木質バイオマスのエネルギー利用の促進</p> <p>・市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域の実情に応じて熱利用等を行えるよう、課題解決を支援する。</p>																									
<p>成 果 指 標</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状値 (R3)</th> <th>目標値 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー発電設備導入容量</td> <td>2,324 千kW</td> <td>2,974 千kW</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値 (R3)	目標値 (R12)	再生可能エネルギー発電設備導入容量	2,324 千kW	2,974 千kW																			
項目	現状値 (R3)	目標値 (R12)																								
再生可能エネルギー発電設備導入容量	2,324 千kW	2,974 千kW																								

③ カーボンサイクルの推進

働きがい・経済成長 産業・技術革新 つくる責任・つかう責任 陸の豊かさ



〔1〕 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

現 状	<p>・大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験のほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点が整備されている。</p>		
課 題 等	<p>・カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、一般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれる。そこで、広島県がカーボンリサイクルの先進地として広島県内企業や県民がカーボンリサイクルへの関心・理解を深めること、そしてカーボンリサイクルが本県の新たな産業の柱の一つとなることが目指すべき方向である。</p> <p style="text-align: center;">図表 広島県 カーボン・サーキュラー・エコノミー 推進協議会について</p>  <p>カーボン・サーキュラー・エコノミーの実現に向けて 技術開発や社会実装に挑戦する皆さまを 広島県は応援します。</p>		
対 応 の 方 向 性 と 主 な 取 組	<p>・カーボンリサイクル実証拠点の整備が進んでいる本県の優位性を活かし、県独自の研究開発支援等、先駆的な取組を促進するとともに、自然環境を活用した効果的な取組等も検討する。</p> <p>＜主な取組＞</p> <p>○広島型カーボンサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組を推進するとともに、企業や研究開発機関などの誘致により、環境・エネルギー産業の企業や人材の集積を促進する。 ・<u>ブルーカーボン（海洋生態系による炭素貯留）について、効果的な取組を検討していく。</u> 		
成 果 指 標	項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)
	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	5 件	(現状値より増加)

〔2〕森林吸収源対策の推進

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林による吸収量は、森林整備の実施により増加し、令和2（2020）年度に98万t-CO₂となっている。 ・目標年度である令和12（2030）年度に、93万t-CO₂の吸収量を確保していくことが必要になる。 <div style="text-align: center;"> <p>広島県における森林吸収量の推移</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>森林吸収量の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>吸収量 (t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013 (基準年度)</td><td>130</td></tr> <tr><td>2014</td><td>130</td></tr> <tr><td>2015</td><td>130</td></tr> <tr><td>2016</td><td>130</td></tr> <tr><td>2017</td><td>120</td></tr> <tr><td>2018</td><td>120</td></tr> <tr><td>2019</td><td>115</td></tr> <tr><td>2020</td><td>105</td></tr> <tr><td>2021</td><td>100</td></tr> <tr><td>2030 (目標年度)</td><td>93</td></tr> </tbody> </table> </div>			年度	吸収量 (t-CO ₂)	2013 (基準年度)	130	2014	130	2015	130	2016	130	2017	120	2018	120	2019	115	2020	105	2021	100	2030 (目標年度)	93
年度	吸収量 (t-CO ₂)																								
2013 (基準年度)	130																								
2014	130																								
2015	130																								
2016	130																								
2017	120																								
2018	120																								
2019	115																								
2020	105																								
2021	100																								
2030 (目標年度)	93																								
<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な林業経営の確立に向けて、林業経営適地の設定に着手したばかりであり、経営に必要な事業地が十分確保されていない。 ・手入れ不足人工林については、間伐などに取り組んでいるが、依然として放置された人工林が存在している。 																								
<p>対 応 の 方 向 性 と 主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図るとともに、林業経営に適さない森林において、公的管理等を推進する。 <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の経営管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営適地の集約化を進めるとともに、経営を長期的な視点で担う経営力の高い林業経営体を育成することにより、間伐や再造林等の森林整備を推進する。 ・手入れ不足の人工林のうち、県民生活へ影響が大きい森林を中心に整備する。 																								
<p>成 果 指 標</p>	<p>項目</p>	<p>現状値 (R1)</p>	<p>目標値 (R7)</p>																						
	<p>手入れ不足の人工林の間伐面積</p>	<p>617ha</p>	<p>1,050ha</p>																						

④ 気候変動を見据えた適応策の推進

飢 餓 ゼ ロ 健康・福祉 住み続けられる街 気 候 変 動



現 状	<p>・近年、全国的に豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されている。</p> <p>・「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」(H27.3)で示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）において、適応への取組が求められている。</p>																																
課 題 等	<p>・広島県における現況を踏まえ、優先順位が高い項目を整理しており、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められる。</p> <p style="text-align: center;">広島県における対策が必要な重要分野・項目</p> <table border="1" data-bbox="411 741 1428 1249"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業・林業・水産業</td> <td>農業</td> <td>水稲, 果樹, 病害虫・雑草</td> </tr> <tr> <td>自然生態系</td> <td>分布・個体群の変動</td> <td>在来種, 外来種</td> </tr> <tr> <td>自然災害・沿岸域</td> <td>河川</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>自然災害・沿岸域</td> <td>沿岸</td> <td>高潮・高波</td> </tr> <tr> <td>自然災害・沿岸域</td> <td>山地</td> <td>土石流・がけ崩れ等</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>暑熱</td> <td>死亡リスク, 熱中症</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>感染症</td> <td>節足動物媒介感染症</td> </tr> <tr> <td>県民生活・都市生活</td> <td>その他</td> <td>暑熱による生活への影響等(都市における熱ストレス・睡眠阻害, 不快感等)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">基盤的施策(全般的な情報収集等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・これ以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められる。</p>			分野	大項目	小項目	農業・林業・水産業	農業	水稲, 果樹, 病害虫・雑草	自然生態系	分布・個体群の変動	在来種, 外来種	自然災害・沿岸域	河川	洪水	自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波	自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等	健康	暑熱	死亡リスク, 熱中症	健康	感染症	節足動物媒介感染症	県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等(都市における熱ストレス・睡眠阻害, 不快感等)	基盤的施策(全般的な情報収集等)		
分野	大項目	小項目																															
農業・林業・水産業	農業	水稲, 果樹, 病害虫・雑草																															
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種, 外来種																															
自然災害・沿岸域	河川	洪水																															
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波																															
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等																															
健康	暑熱	死亡リスク, 熱中症																															
健康	感染症	節足動物媒介感染症																															
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等(都市における熱ストレス・睡眠阻害, 不快感等)																															
基盤的施策(全般的な情報収集等)																																	
対 応 の 方向性と 主な取組	<p>・気候変動適応に係る情報の収集、整理、分析及び提供を進め、技術的助言を行うとともに、取り組むべき優先順位が高い項目に係る適応策の推進を図る。</p> <p><主な取組></p> <p>○気候変動適応に係る情報の収集及び発信</p> <p>・広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置した「ひろしま気候変動適応センター」において、効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う。</p> <p>○取り組むべき優先順位が高い項目（農業（水稲，果樹，病害虫・雑草），自然生態系（在来種，外来種），自然災害・沿岸域（洪水，高潮・高波，土石流・がけ崩れ等），健康（死亡リスク，熱中症，節足動物媒介感染症），県民生活・都市生活（都市における熱ストレス等））に係る適応策を推進する。</p>																																
参 考 指 標	項目	現状値 (R3)	目標値 (R7)																														
	気候変動適応策の認知度	18.2	(現状値より増加)																														

⑤ 基盤づくりの促進



<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携した「地球温暖化防止地域協議会」の立ち上げ支援や、県民・団体・事業者・行政が相互に連携した「ひろしま地球環境フォーラム」に参画するとともに、事務局として、各種事業の共同実施、情報提供や広報等の活動を支援するなどの取組を実施している。 ・低炭素建築物の普及など、地域特性や地域資源を活かした低炭素型まちづくりを進める取組を推進している。 ・総合技術研究所や県立広島大学において、LED 技術の活用、LCA（ライフサイクルアセスメント）導入促進等の研究を実施している。 						
<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2050 年にネット・ゼロカーボン社会を実現するためには、未来を担う世代の人材育成が重要であり、環境学習等を通じ、機運醸成を図っていく必要がある。 ・環境分野の研究開発については、引き続き地域ニーズに沿って課題解決に向けた取組が求められる。 						
<p>対 応 の 方 向 性 と 主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの連携、取組を活用しながら環境配慮の仕組みづくり、低炭素型まちづくり、環境学習、研究、開発を進めていくとともに、新たな取組を検討実施し、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、機運醸成を図っていく。 ＜主な取組＞ ○環境配慮の仕組みづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>広島県地球温暖化防止活動推進センター</u>」「<u>地球温暖化防止地域協議会</u>」「<u>地球温暖化活動推進員</u>」「<u>ひろしま地球環境フォーラム</u>」「<u>ひろしま気候変動適応センター</u>」など、<u>多様な主体と連携しながら、情報発信等の取組を検討実施する。</u> ○低炭素型まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「都市低炭素化促進法」に基づく都市の低炭素化の推進や都市公園の整備等により、快適で潤いのある生活環境の形成を図る。 ○環境学習、教育、研究、開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策活動を行う団体を支援するほか、<u>学校における SDGs を取り入れた環境学習を促進する。</u> ・成長が見込まれる環境・エネルギー分野の産業において、イノベーション環境の整備などを行う。 ・複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため、県内の大学や県立総合技術研究所等が連携し、分野を越えた環境に関する融合的な研究等を推進する。調査・研究等の成果を広く公表し、その利用を促進する。 						
<p>参 考 指 標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状値 (R2)</th> <th>目標値 (R5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全活動に取り組んでいる県民の割合</td> <td>59.9%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値 (R2)	目標値 (R5)	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	59.9%	65%
項目	現状値 (R2)	目標値 (R5)					
環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	59.9%	65%					

5. 広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（別冊）

（1）基準設定の主旨

令和3年改正の地球温暖化対策推進法により導入された「地域脱炭素化促進事業制度」は、①再エネの導入拡大、②環境への配慮、③地域における合意形成、を円滑に推進するためのポジティブゾーニングの仕組みで、市町村が計画を策定することにより、手続きのワンストップ化特例等のメリットを受けることができる。

一方、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることから、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じて、土砂災害特別警戒区域など促進区域に含めない区域や、騒音、振動などの環境配慮事項等について、あらかじめ、基準を定めることができる（任意）。

この度、県が望ましい立地の考え方を明確にすることで、県内市町が適切に立地誘導を行えるようになることを目指し、広島県基準を設定する。

【導入を促進し、基準を設定する再エネの種類】

- ・太陽光発電
- ・中小水力発電（出力が 30,000 kW 未満のものに限る。）
- ・バイオマス発電

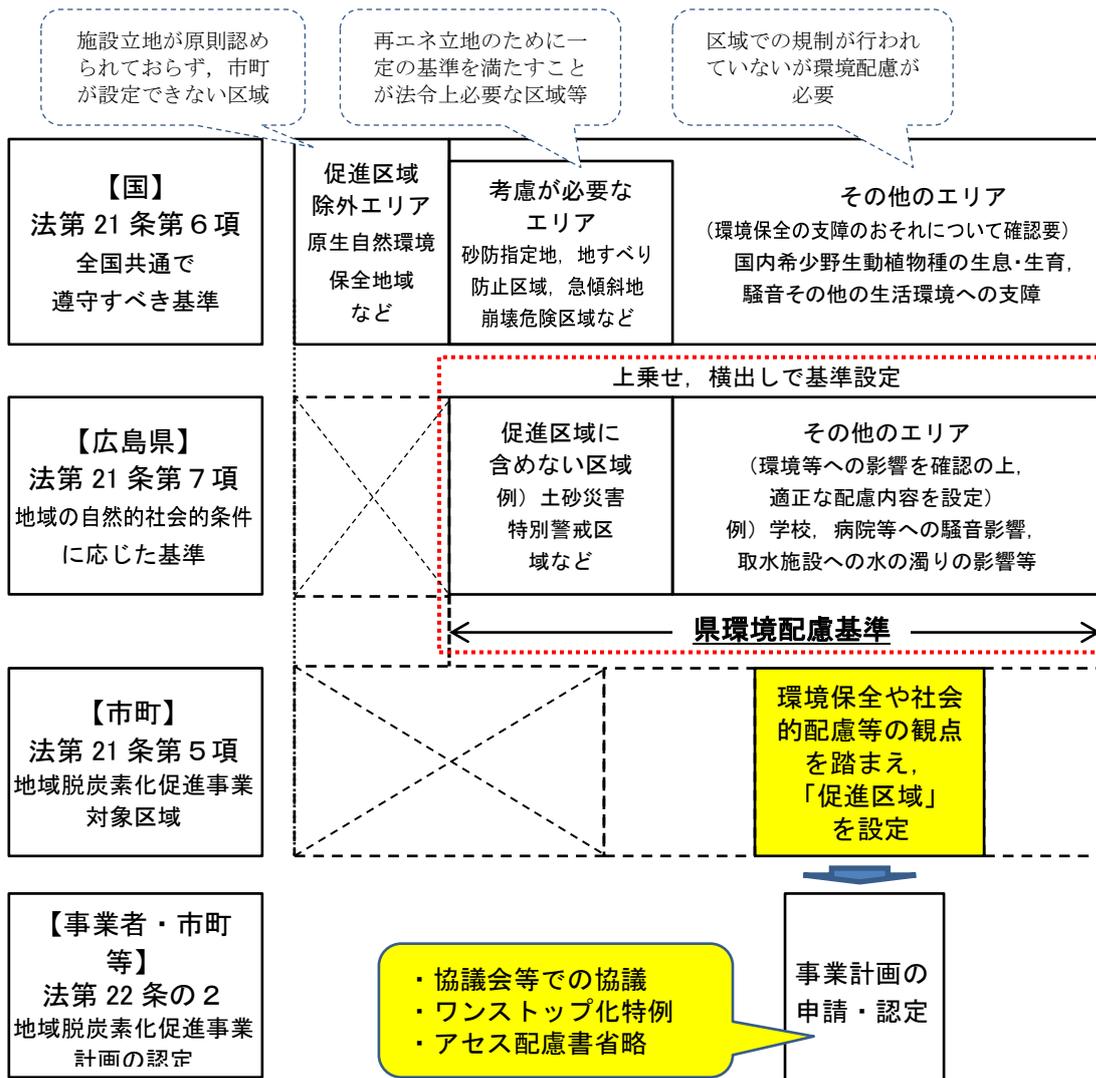


図 促進区域設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの作業フロー

(2) 県基準

環境省令に定めるところにより、市町や県各部署の意見を集約し、広島県基準を設定する。

① 促進区域に含めない区域の概要

国が定めた「考慮が必要なエリア」について、次のとおり、促進区域に含めない区域を設定する。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域
重要な地形及び地質への影響，土地の安定性※ ¹	砂防指定地，急傾斜地崩壊危険地区，地すべり防止区域，土砂災害特別警戒区域，保安林
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地	ラムサール条約湿地，広島県指定鳥獣保護区の特別保護地区
地域を特徴づける生態系	県自然環境保全地域内の特別地区，県自然海浜保全地区
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	国立公園内の特別地域，国定公園内の特別地域，県立自然公園内の特別地域，風致地区

② 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

国が定めた，市町が促進区域設定に当たって考慮を要する事項に応じて，また，広島県として追加設定する事項を整理し，次のとおり，収集すべき情報を明示し，適切な環境配慮を検討することとする。

(※下線部：国の規則から追加で設定した環境配慮事項)

環境配慮事項	収集すべき情報
騒音※ ²	保全対象施設（学校，病院等）の分布状況，住宅の分布状況，交通の状況
<u>振動※²</u>	保全対象施設（学校，病院等）の分布状況，住宅の分布状況，交通の状況
水の濁り，水の汚れ（水質の悪化含む。），富栄養化，溶存酸素量	公共用水域等の水質等調査結果，地域の降水量の状況，水源における（原水の水質検査結果，取水施設の状況，漁業権の状況
重要な地形及び地質への影響，土地の安定性※ ¹	土砂災害警戒区域
反射光※ ¹	保全対象施設（学校，病院等）の分布状況，住宅の分布状況
水温※ ³	公共用水域等の水質等調査結果
<u>水源の枯渇</u>	水源の取水可能量（枯渇状況）
大気質※ ⁴	保全対象施設（学校，病院等）の分布状況，住宅の分布状況，環境基準の達成状況
悪臭※ ⁴	保全対象施設（学校，病院等）の分布状況，住宅の分布状況
<u>汚染土壌</u>	土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届出区域
動物，植物の重要な種及び注目すべき生息地	広島県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域），環境省レッドリスト，県レッドリスト，植生自然度の高い地域，特定植物群落，巨樹，巨木林
地域を特徴づける生態系	自然再生の対象となる区域，重要里地里山，重要湿地
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響，主要な人と自然との触れ合いの活動の場	国立，国定公園，県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点，長距離自然歩道，県立自然公園内の普通地域，広島県景観条例に定める景観指定地域，大規模行為届出対象地域，景観法に基づく市景観条例に定める景観計画区域，景観地区
文化財・天然記念物	史跡・名勝・天然記念物の指定状況（文化財保護法・広島県文化財保護条例），国・県が指定する動植物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例），国・県が指定する地形，地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・広島県文化財保護条例）

※¹ 太陽光のみ対象

※² 太陽光，バイオマスが対象

※³ 中小水力のみ対象

※⁴ バイオマスのみ対象